



労働安全衛生法改正に伴う厚生労働大臣が定める研修<sup>新</sup>

## 「安全管理者選任時研修」(1日コース)の開催について

労働安全衛生法第11条では、常時50人以上の労働者を使用する**事業場ごと**に安全管理者を選任する義務があります。その選任要件として平成18年4月1日労働安全衛生法が大幅改正され、その中で安全管理体制強化の一つとして、安全管理者には、産業安全の実務に所定の年数従事した経験を有する者のうち、厚生労働大臣の定める研修を修了することが必要となっています。(則第5条、告示第41号)

当支部では、この資格要件を満たすべく標記研修を以下の通り開催いたしますので、ご参加下さいませご案内申し上げます。(50人未満の事業場においても受講可です)

### 記

- 1 日 時 令和6年10月10日(木) 9時20分～19時55分
- 2 場 所 青色会館 5階 会議室 (小田原市本町2-3-24)
- 3 講習科目 安全管理3h、  
危険性又は有害性の調査及びその結果に基づき講ずる措置3h、  
安全教育1.5h、関係法令1.5h
- 4 受講資格 産業安全実務経験：高校卒 理科系4年以上、それ以外6年以上  
大学卒 理科系2年以上、それ以外4年以上の者
- 5 会 費 **【会員】 15,300円**(受講料12,850円、テキスト代1,650円、弁当代800円)  
**【一般】 18,300円**(受講料15,850円、テキスト代1,650円、弁当代800円)  
**※会員の方は、ネット申込みされますと会費が300円割引になります。**
- 6 定 員 30名
- 7 申込方法 小田原支部HPからのNET申込み、または、申込書でのFAX申込み
- 8 申込締切 10月1日(火)まで
- 9 申込取消 10月4日(金)まで それ以降は受講料の返金はできませんのでご了承下さい。



※本研修の修了者には「修了証」を交付いたします。認印をご持参下さい。

※当研修および修了者台帳に関する目的以外に個人情報を利用することはありません。

※修了証発行のため氏名は戸籍上の漢字、生年月日の正確な記入をお願いいたします。

\*\*\*\*\*

### 「安全管理者選任時研修」申込書(令和6年10月10日)

会員番号		事業場名	
〒		所在地	
担当者名		TEL	FAX

※	氏名	生年月日	受講者現住所
	フリガナ	西暦 年 月 日	〒
	フリガナ	西暦 年 月 日	〒

【会員受講料】 15,300円/人	・	【一般受講料】 18,300円/人	受講料	月 日頃
【申込者数】 名	【受講料振込額】	円	振込予定日	
【振込先】 横浜銀行 / 小田原支店	普通	0056462	【名義】 神奈川労務安全衛生協会小田原支部	

<申込先/FAX:0465-24-5820>